

「第3期健康いこま 21（案）」の意見募集の結果について

「第3期健康いこま 21（案）」について、令和6年12月19日（木曜日）から令和7年1月22日（月曜日）までご意見等を募集しました。

市民の皆さまからいただいたご意見を項目ごとに整理し、本市の考え方とともに、下記のとおり公表いたします。

皆さまからいただいたご意見の一部は、趣旨を損なわないよう要約しました。

貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

記

- 1 実 施 期 間：令和6年12月19日（木）～令和7年1月20日（月）
- 2 資料の閲覧方法：市ホームページ及び公共施設（7か所）への備え付け
- 3 意見の提出方法：持参、郵送、ファクス、ホームページ
- 4 実 施 結 果：意見提出件数（延べ7件）
意見提出者数（3人）
- 5 意見の提出経路：ホームページ（3人）
- 6 パブリックコメントにおける意見及び市の考え方：別紙のとおり

「第3期健康いこま 21（案）」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	P35 たばこ 地域の取組例	「施設管理者は、屋内禁煙、敷地内禁煙を実施する」とありますが、敷地内であっても屋外での喫煙は禁止されていないと思いますが、なぜ敷地内禁煙を実施する必要があるのですか。	ご指摘のとおり健康増進法の第一種施設以外は、屋外での喫煙は法律で禁止されていません。しかしながら、同法第27条第2項では、「特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」と配慮義務が定められています。そこで、屋内禁煙、敷地内禁煙を地域の取組例として記載していましたが、記載内容をより分かりやすくするため、受動喫煙の防止という目的を追記いたします。	次のとおり表現を変更します。 施設管理者は、屋内禁煙、敷地内禁煙、分煙施設の設置など、望まない受動喫煙を生じさせることのない対策を実施する。
2	P35 たばこ 市民みんなの 取組 P36 たばこ 行政の取組	●P35の一番上に「次世代期(0～17歳(妊娠期含))」「青壮年期(18～64歳)」とあるが、20歳未満の喫煙は禁止されているので、0～19歳、20～64歳としてはどうか？ ●行政の取組(1)の上から三つ目の取組の中に「未成年の喫煙等を防ぐとともに」との表現があるが、未成年は18歳未満と紛らわしいので20歳未満に表現を訂正してほしい。 ●「20歳未満の人の喫煙を防止するため関係団体と連携し、パネル・ポスター展示等の広報啓発活動を積極的に推進します」について、趣旨は賛成するが、たばこ業界の行う活動と連携しないように注意して欲しい。日本たばこ協会がアニメキャラを用いたポ	●「たばこ」と「飲酒」の分野について、0～19歳と20歳以上の取組がわかるように文言を追記いたします。 ●「未成年」という記載については、「20歳未満」という文言に修正いたします。 ●今後の広報啓発活動に関する関係団体との連携については、特定の団体との連携の可能性を排除することなく、柔軟に検討してまいります。 しかしながら、ご指摘のような喫煙への興味を助長するような啓発活動とならないよう20歳未満の人の喫煙を	「たばこ」と「飲酒」の分野の「市民みんなの取組」については、「0～19歳」と「20歳～」の文言を追加します。 「未成年」を「20歳未満」に表現を変更します。

	P55 自然に健康になれる環境づくり 行政の取組	スターを全国の中学校や高等学校に配布しているが、20 歳未満喫煙禁止というルールのみを強調するものでタバコの害には一切触れていないため、かえって喫煙への興味を助長しかねず、逆効果である。 ●「行政の取組」の「(2) 受動喫煙防止・禁煙支援に「市役所の敷地内全面禁煙を実施する」を追記願います。まず市が率先垂範すべきです。そうでないと民間は追随しません。 ●「分煙施設の整備など受動喫煙の防止を図ります。」を削除願います。分煙施設で喫煙すると健康を損ねます。これは「自然に健康になれる環境づくり」に矛盾します。	防止するという趣旨、目的に沿った効果的な連携を行っています。 ●敷地内全面禁煙とするか、分煙施設等を設置するかについては、施設の利用状況等を考慮して各管理者が受動喫煙の防止に取り組んでいるところです。 引き続き受動喫煙防止の取組を実施いたします。 ●本計画では、「生活習慣を改善するための個人の取組」と「社会的な環境を改善する取組」に分けて整理しており、ご指摘の分煙施設などの整備については、「社会的な環境を改善する取組」の内容になります。これは、受動喫煙が健康に悪影響を与えることが知られており、公共の場や施設で、非喫煙者がたばこの煙に曝されないよう配慮し、健康リスクを軽減するために必要な取組と考えております。 なお、喫煙による悪影響については、「生活習慣を改善するための個人の取組」に「たばこ」という分野を設けて、たばこが及ぼす悪影響や禁煙の啓発を取組に記載しています。	原案のとおりとします。 原案のとおりとします。
3	P55 自然に健康になれる環境づくり 行政の取組	「路上喫煙禁止区域内の路上喫煙者に対し、路上喫煙禁止である旨の啓発を行うとともに、分煙施設の整備など受動喫煙防止を図ります。」とありますが、人が集まる駅周りにおいては、街をきれいにする観点からも、分煙施設が必要だと思いますので、施設整備を是非お願い致します。	令和 6 年 7 月に生駒駅南側において閉鎖型喫煙所を設置し、更なる受動喫煙の防止を図りました。 引き続き受動喫煙防止の取組を実施いたします。	原案のとおりとします。

第3期健康いこま21変更箇所(12月定例会後)

No.		ページ	意見	意見への対応
1	議会	9 29	フレイルの注釈を記載してほしい。	注釈を追記するとともにフレイルに関するコラムを掲載しました。
2	議会	11	「生活習慣病疾病別の患者数」のグラフの画像データが粗く見づらい。	グラフ・画像データを見えやすく訂正しました。
3	議会	12	死因別死亡割合の状況の円グラフ	グラフのタイトルを修正するとともに出典を追記しました。
4	議会	13	健康寿命の定義を追加するべき。	健康寿命の定義を追記しました。
5	議会	16 17 20	他の計画でウェルビーイングが何かわかりにくいという意見がでていた。副題になっているウェルビーイングについて、注釈を枠で囲うなど目立たせるなどしてはどうか。	P20にウェルビーイングのコラムを追加しました。
6	議会	17	ライフコースアプローチ注釈※2「妊娠期」の表現がわかりにくい。	「妊娠期」を「次世代期」に修正しました。
7	事務局	22	現状と課題 【肥満の割合】のグラフ 乳幼児の平成24年の数値	数値を精査し修正しました。
8	事務局	22	現状と課題 【朝食の欠食状況(年代別)】のグラフ 乳幼児の令和5年の数値	数値を精査し修正しました。
9	事務局	30 33 60	現状と課題 【平均睡眠時間(成人の年齢別)】のグラフ 生駒市の数値	数値を精査し修正しました。
10	議会	31 32	「目の健康」について計画に加えるべきではないか。	分野3「睡眠・休養」の「市民みんなの取組」、「地域の取組例」及び「行政の取組」に追記しました。
11	議会	32 55	スマートフォンやウェアラブル機器などを活用して～ライフログを計測・記録した加入者の「加入者」とはどういうことか。	「加入者」を「記録した人」に表現を修正しました。

12	議会	34 35	たばこの影響について悪影響を明記し、たばこの悪影響が明確に伝わる内容にしてほしい。	表現を修正するとともに、喫煙と疾患の影響について注釈に追記しました。 また、たばこの体への影響に関するコラムを掲載しました。
13	事務局	34	現状と課題 【喫煙が健康に及ぼす影響の認知度】のグラフ 肺がんの平成24年の数値	数値を精査し修正しました。
14	市民 (パブリックコメント)	35 39	たばこの分野における「市民みんなの取組」の表内年齢の書き方について「次世代期(0～17歳(妊娠期含)) 青壮年期(18～64歳)」とあるが、タバコの喫煙は20歳未満は禁止されているので、0～19歳、20～64歳としてはどうか。	たばこ及び飲酒の分野の「市民みんなの取組」に「0～19歳」と「20歳以上」の文言を追加しました。
15	議会	35	薬局等が禁煙外来を行うように読めるので文言を修正してはどうか。	表現を修正しました。
16	市民 (パブリックコメント)	35	「施設管理者は、屋内禁煙、敷地内禁煙を実施する」とありますが、敷地内であっても屋外での喫煙は禁止されていないと思いますが、なぜ敷地内禁煙を実施する必要があるのか。	「望まない受動喫煙の防止」という目的を追記しました。
17	市民 (パブリックコメント)	36	行政の取組(1)の上から三つ目の取組の中に「未成年の喫煙等を防ぐとともに」との表現があるが、未成年は18歳未満と紛らわしいので20歳未満に表現を訂正してほしい。	20歳未満に表現を修正しました。
18	事務局	37	評価指標「妊娠中にたばこを吸っている人の割合の減少」の現状値	数値を精査し修正しました。
19	議会	42	歯口腔の分野の現状と課題は成人期の課題のみ記載されている。小児における受診率など掲載ができるか。また、歯の生えかわる大切な時期であるため小児歯科についても計画で触れてほしい。	グラフを【歯磨きの習慣(年代別)】から【12歳における虫歯等本数(1人平均)】に変更しました。 あわせて、「現状と課題」に追記しました。
20	事務局	45 60	評価指標「定期的に歯科検診を受診している人の割合(「受けている」+「日頃治療をしている」の合計)」について	数値を精査し修正しました。 また、評価指標の表現を県の計画の表現にあわせました。

21	議会	47 55	「家の断熱について」行政の取組に追記してもらいたい。	分野7「健康診査と健康管理」の「市民みんなの取組」に、全年齢に共通する取組として住環境の整備を追加しました。 また、分野9「自然に健康になれる環境づくり」の「行政の取組」に「高断熱・高気密性のなどの省エネ関連設備導入の促進」の取組を追加しました。
22	議会	48 61	「がん検診をより受診しやすい環境づくりとして、オンラインを活用した二次読影体制を整備・拡充を目指します。」とあるが、どういう意味か分かりやすく記載してもらいたい。	がん検診が受診できる個別の医療機関を増やす取組であることがわかるよう表現を修正しました。
23	議会	55	歩きやすい道路は健康にとって重要と考えている。道の整備について計画に入れてほしい。	分野9「自然に健康になれる環境づくり」に行政の取組を追加しました
24	事務局	全体	-	その他表現などにかかる軽微な変更を行いました。